

令和4年度（2022年度）第1回
北海道青少年健全育成審議会

議 事 録

日 時：令和4年（2022年）10月25日（火）10時15分開会
場 所：かでの2・7 730研修室（オンライン併用）

1 開 会

○事務局（大谷課長補佐） それでは、定刻になりましたので、第1回北海道青少年健全育成審議会を開催したいと思います。本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。私は、環境生活部くらし安全局道民生活課の大谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。議事に入る前の進行を務めさせていただきます。それではこれ以降、座って進行をさせていただきます。

それでは、開会にあたりまして、くらし安全局長の田辺よりご挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

○田辺くらし安全局長 北海道環境生活部くらし安全局長をしております田辺と申します。青少年健全育成審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、たいへんお忙しい中、ご出席をいただき、ありがとうございます。本日はハイブリッドでの開催とさせていただきました。委員の皆様には、日頃より青少年の健全育成について、格別のご理解とご協力を賜り、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

青少年を取り巻きます社会環境は、少子化・核家族化の進行、高度情報化、国際化の進展により急速に変化をしており、さらにコロナ禍の長期化が様々な影響を及ぼします中、青少年の豊かな人間性の育みや自立の促進とともに、いじめや不登校、虐待、子供の貧困、ヤングケアラーの問題など引き続き取り組まなければいけない課題は非常に多岐にわたっております。

こうした中、国においては、こども政策の更なる充実に向けて、来年度の「こども家庭庁」の設置や、子供の権利の保障を定めた「こども基本法」の施行などを控え、現在、各関係省庁が連携をして検討・調整を進めているところです。

道といたしましても、こうした国の動きを注視しつつ、令和2年度からの5箇年を計画期間といたします「第2次北海道青少年健全育成基本計画」、これに基づきまして、市町村、家庭、学校、地域の皆様と連携をしながら、本道の未来を担う青少年が健やかに成長し、自立できる社会を目指して各般にわたります施策を着実に進めてまいりたいと考えております。

本日の審議会は、前回ご意見いただきました事項への対応に関するご報告と、令和3年度の施策の推進状況をご説明させていただく予定としております。

委員の皆様からのご意見については、今後の施策に反映して参りたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、様々な視点より、ご議論いただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様には、本道における青少年健全育成のため、今後とも引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（大谷課長補佐） 本日の審議会は、本年度第1回目になりますが、前回の開催以降1名の委員が交代されました。伊藤和哉委員が退任され、同じKDDI株式会社北海道総支社から、須田祐一郎様が就任されましたので、ご報告させていただきます。須田委員、自己紹介の方をよろしくお願いいたします。

○須田委員 伊藤に代わりまして4月から北海道総支社管理部に着任いたしました須田と申します。よろしくお願いいたします。弊社の方でも青少年の関係の様々な取組をしておりますけれども、商売を抜きにして健全育成に貢献できればなと思っております。簡単ですが、以上です。

○事務局（大谷課長補佐） ありがとうございます。また、事務局の方にも異動がございましたので、紹介させていただきます。オンラインで参加の方は音声だけで失礼いたします。まず、道民生活課長の本田でございます。

○事務局（本田課長） 本田です。よろしくお願いいたします。

○事務局（大谷課長補佐） 改めまして道民生活課の大谷でございます。

○事務局（丸山主幹） はじめまして、道民生活課の丸山と申します。4月に道警から参りました。よろしくお願いいたします。

○事務局（野々村主任） 道民生活課の野々村です。よろしくお願いいたします。

○事務局（大谷課長補佐） 本日は、オブザーバーとして庁内関係課の職員も参加しております。それでは、はじめに会議の成立についてご報告いたします。審議会は、北海道青少年健全育成条例第50条第2項の規定によりまして、委員の2分の1以上の出席を求めています。本日は15名のうち11名の出席をいただいておりますことから、本会議は成立していることをご報告します。なお、内山会長、菊川委員、渡邊祐美子委員、熊谷委員は、ご都合により欠席されております。

次に配付資料の確認をさせていただきます。事前に郵送しておりますが、お手元の次第にありますように資料1から資料4-1、そして補足資料1から4、参考資料としまして参考資料1から5まで配付させていただいております。皆様のお手元でございますでしょうか。本日の会議の終了時刻は、この後に社会環境整備部会を開催するため、11時半を目途としております。

なお、本審議会は議事録を作成し公表いたします。議事録の作成につきましては、審議会終了後に事務局におきまして発言記録を取りまとめ、委員の皆様にご確認いただいた上で作成いたします。

それでは、議事に移りたいと思いますが、本日は、内山会長が急遽欠席でございますので、北海道青少年健全育成条例第49条第4項により、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理することとなっていることから、これからの議事進

行につきましては、恐れ入りますが、河合副会長にお願いしたいと思います。

○河合副会長 副会長の河合でございます。よろしくお願いいたします。それでは、議事を進めさせていただきます。(1) 報告事項から参ります。「ア 前回部会の結果報告について」、事務局からご説明願います。

○事務局(丸山主幹) それでは、有害興行の指定の運用見直しについて、ご報告をいたします。参考資料2「北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会設置要綱」をご覧ください。この要綱の第5条第4項に「部会における議決は、これをもって審議会の議決をする。この場合、その結果を事後の審議会に報告するものとする。」となっておりますので、これを準用しまして前回の審議会終了後に開催いたしました部会に報告した内容についてご報告をいたします。

続いて資料1をご覧ください。こちらに基づきご説明をいたします。前回の部会では、北海道青少年健全育成条例に基づく有害興行の指定、すなわち、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められる映画について、これまで道が有害なものとして指定してきたわけですが、これについて毎月定期的に行ってきた指定の手続きを昨年度いっぱいで行わないこととするということです。

有害興行の指定の根拠ですけれども、条例第15条「知事は、興行の内容が著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であつて、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認めるときは、この興行内容の全部又は一部を指定し、興行者に対し、これを青少年に観覧させることを禁止することができる。」と規定しております。

また、条例第54条では、「知事は、これに該当する場合は、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りではない。」「知事は、審議会の意見を聴かないで指定したときは、速やかにその旨を審議会に報告しなければならない。」と規定しておりまして、これらが有害興行の指定の根拠となります。

これまでの運用状況になりますが、この有害興行の指定につきましては、条例の制定当初から行われており、昭和60年からは映画界における自主的な審査機関であります一般財団法人映画倫理機構、いわゆる「映倫」の審査結果に基づき、18歳未満の観覧が禁止とされたすべての映画を、道としても毎月有害興行として指定し、部会、審議会に事後報告をしておりました。そのような中、昨年、他県の状況を調査しました結果、全国的にはほとんどの都府県で条例による有害興行の規定があるにもかかわらず、現在も有害興行の指定を続けている県は11県に止まっており、有害興行指定を止めた理由の多くというのが、「業界の自主規制で十分」ということでもございました。こういった状況を踏まえまして、昨年度いっぱいをもちまして、毎月定期的に行っていた有害興行の指定を行わないことを、前回の部会に報告し、部会委員の皆様から反対意見がありませんでしたので、ご報告をさせていただきます。

また、ここで関連する事項につきまして、一点ご説明をいたしたいと思います。この後の部会で有害図書類の個別指定につきましても、その運用について見直したいと考えております。有害図書類につきましても映画と同様、青少年の健全な育成を害するおそれが

あると認められるものにつきましては、有害図書類として指定し、青少年の販売等を禁止しております。これまでの運用につきましては、雑誌や書籍などについて、不定期に当課員が書店等に立入調査をし、有害図書に該当しそうなものをランダムに購入しまして、部会で有害指定とするかどうか、これを個別に委員の皆様にご審議していただいております。そして、その結果を踏まえ、有害図書類の指定を行って参りました。

このたび、先ほどの有害興行と同様、全国調査をいたしましたところ、全国的には、業界の自主規制が浸透しているなどの理由で、有害図書類の個別指定を行わなくなった県が全体の3割ほどと増えてきており、これらを行わなくなっても、中止後に有害図書類の陳列が増えたなどと状況が悪化したという県は、ございませんでした。

この調査結果ですとか、図書類を取り扱う事業者の方の自主規制を含めた適切な取組が進んでいること、青少年のライフスタイルの変化や、道内の書店が減少していること、こういった社会情勢の変化を踏まえますと、従来の運用を見直し、今後につきましては、一般の方からの申出などに基づいて有害図書類の指定を行うこととしたいと考えてございます。これまでの経緯もございますので、道の方で一方的に運用を変えるということではなく、部会において、部会委員の皆様にご説明をいたしまして、皆様のご意見をいただきながら、部会で特段異論が無いようであれば、運用の見直しを行いたいと考えてございます。以上でございます。

○河合副会長 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問はございますか。会場の委員の先生は挙手をお願いします。オンラインで参加の方で意見のある方はいらっしゃいますか。

※特に意見等なし。

○河合副会長 はい、そうしましたら、特段ご意見ご質問は無かったということで、この議事は終わりにします。それでは、次に参りますけれども、「イ 前回審議会での質問事項への回答及び提案事項に係る検討状況」について、事務局からご説明願います。

○事務局（向平係長） 青少年係の向平でございます。私の方では、資料2「前回審議会における質問事項への回答」ということで、前回の審議会におきまして、ご質問いただき、所管課に確認するとして保留させていただいたものにつきまして、ご説明させていただきます。

まず1ページ目です。卒業時に進路希望が設定できない生徒がいるが、そういう生徒に対してフォローアップはどんなふうに行われているかというご質問でございました。高橋委員と渡辺委員から頂戴した意見でございます。これにつきましては、高校教育課に確認いたしまして、回答要旨を読み上げさせていただきますと、高校教育の現場では、生徒が社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質能力を身につけていくことができるよう、キャリア教育の充実を図っているところですが、進路の目標が定まらないまま卒業する生徒は毎年一定数いる状況です。道教委では、生徒の進路指導に関する専門職「キャリアプランニングスーパーバイザー」を全14教育局に配置し、地元企業が求める人材等に

ついでの情報収集やインターンシップ受入先を開拓するほか、各高等学校と連携しながら進路希望を設定できない生徒に対しまして、その生徒の適性に応じてキャリアカウンセリングを実施するなど取り組み、地元就職し地域を担う人材の育成を図っているところですが、と回答をいただいているところです。このキャリアプランニングスーパーバイザーの仕事の内容は、書かれていますとおりが致します。

2 ページ目です。ご質問は、スクールサポーターが実際に利用されたのか、どんな対応だったのか、ということでした。スクールサポーターに関する事業につきましては、資料4の11 ページに書いておりますけれども、回答要旨は、スクールサポーターは、学校における非行防止や安全確保が重要であることを鑑み、①少年の非行防止及び立ち直り支援、②非行及び犯罪被害の防止教育の支援、③少年の非行防止及び安全確保に関する支援などを任務として、全道8名、内訳は札幌4名、旭川2名、釧路2名配置されています。スクールサポーターは、問題行動を起こす生徒がいる学校の要請を受け、3ヶ月から1年の長期にわたって、問題行動への対応について教職員に対し指導・助言を実施しているほか、教職員と連携し腕章を着用して校内巡回活動を実施し、少年の非行防止に関する支援を行っています。また、学校の要請を受け、近年増加するネットトラブルの予防に向けた「非行防止教室」や、大麻などの薬物乱用の危険性などを啓発する「薬物乱用防止教室」の開催などに従事しているところです。学校の現場からは、元警察官の経験豊富な助言を得ることができ、教職員では説明できない内容を詳しく教えていただき、生徒にとって有意義な時間になったなど、高い評価を得ているところです、と回答をいただいております。

次に3 ページ目です。これは不登校児童生徒の中で、指導を受けた生徒たちが指導を受けた結果、どうなったのかということを知りたい、また、指標の意味するところ、指標は同じ生徒に対して追跡している指標なのか、それともそうではないのか、そこを知りたいということでございます。こちらの回答要旨でございますが、令和2年度の、これは令和3年度の審議会におけるご意見でしたので、令和2年度になります。令和2年度道内の不登校児童生徒数は、小学校で2,696人、中学校では6,177人となっています。このうち、指導の結果、登校する又はできるようになった児童生徒は、小学校881人、中学校では1,937人となっています。道教委では、様々な不安や悩みを抱える子供たちの心に寄り添い、きめ細かく対応するため、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラーなどによる面談方式の教育相談はもとより、学校と家庭をオンラインで結んだ形式で実施するなど切れ目のない多様な相談体制を構築し、ICTを効果的に活用した教育相談の一層の普及に努めるなど、子供たちが安定した心の居場所づくりが図られるよう取り組み、また、不登校の児童生徒についても学びを止めないことができるよう、努めているところです、ということでございます。

指標についてですが、この指標を文部科学省は毎年度実施しています「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」に基づいておりまして、同一児童生徒について追跡して調査しているものではない、ということでございます。

4 ページ目でございます。これは高橋委員からいただいた意見でございますが、指標に市町村が実施する1歳6ヶ月児健康診査受診率と3歳児健康診査受診率があるわけですが、乳幼児期についてはそういった早期発見の取組があることは分かった、それでは、それより上の小中学生を対象に早期発見の取組がなされているのか、というご質問

でございました。これについては、子ども子育て支援課からご回答をいただいておりますが、まず、児童虐待防止法では、虐待を受けたと思われる児童を発見した、すべての国民に対して児童相談所などに通告する義務を課しているほか、学校、児童福祉施設、病院、保育園、幼稚園など、特に虐待を発見しやすい職場に勤務する教職員や職員に対して、「早期発見」に努めるよう義務を課しているところです。道におきましては、児童相談所全国共通ダイヤル、いちはやく189ですね、の周知や、毎年11月、児童虐待防止月間にオレンジリボンキャンペーンを実施するなど、道民への啓発に取り組むとともに、地域の関係機関の対象とした研修などを行っているところです。

また、道内の全市町村では、市町村をはじめ、学校、警察、医療機関、児童相談所などで構成する要保護児童対策地域協議会、「要対協」と呼ばれますが、設置されておきまして、学童期の児童につきましても、支援対象児童や虐待リスクのある場合には、要対協で構成する地域の関係機関で情報共有しまして、早期発見・早期対応に努めているところでございます、とご回答を得ているところでございます。

その4ページの下の方ですね、これはネイパルの利用者数について、山田委員からご質問があった件です。これについては審議会の翌日に、社会教育課に確認いたしまして、このような回答をしているところでございます。以上が御報告でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（本田課長） 資料3によりまして、前回審議会における提案事項に係る検討状況についてご説明いたします。前回審議会におきまして、浅川委員からご提案いただいた事項につきましては、内山会長と事務局で引き取り検討させていただくということでございました。内山会長と整理させていただいた内容をご説明させていただきます。

資料3、提案事項につきましては、（1）青少年が議論を交わす場の設置、それから4ページ目の（2）本道の課題の二つでございます。

まず、（1）青少年が議論を交わす場の設置についてご説明いたします。浅川委員からの提案内容は、罫線の中に記載しておりますが、「未来の担い手」を育成する目標を掲げ、北海道の未来について議論してもらう場「北海道若者議会」を作る必要があるというご提案であります。本件に係る状況分析を下に記載しております。（1）といたしまして、国や道の計画における考え方について確認したところ、若者の意見を施策に反映する機会を拡充するという方向性が規定されておきまして、浅川委員のご提案の計画の方向性に沿っていると考えられます。次に（2）国の取組状況としましては、①「ユース政策モニター」制度がありますとともに、②といたしまして、後ほど参考資料3で補足説明させていただきますが、国においては、本年6月に成立した「こども基本法」を踏まえまして、2ページにいきますけれども、こども政策に関する三つの大綱を、来年秋を目途に統合するとともに、こどもの意見反映プロセスのあり方について検討を始めたところがあります。こうした国の動きがございます。

次に、2ページ目の（3）他自治体の取組状況について確認しております。①全国の子ども・若者議会の実施状況を調べたところ、都府県では48%、市町村で34%に実施実績があることが把握できました。その実施目的や手法につきましては、概ね議会事務局による議会制度への若者の関心喚起というところが目的でありまして、未来の担い手を育成

するという青少年育成の観点は少なかったところであります。

次に（４）道の主な取組状況についてご説明いたします。①子供・若者施策に関しまして「ア 本審議会委員の若者枠」を設定し１名若者枠として入っていただいております。「イ 日本の次世代リーダー養成塾」に全道から高校生を１０名選抜し派遣しております。それから、「ウ 少年の主張」といたしまして、全道の中学生が自らの主張を正しく伝え、発表する場を実施しております。これらイ、ウの施策に共通して考えておりますのは、青少年の育成を目的とするものでありまして、指導者や指導プログラムが確立された中で取り組むことが重要と考えているところであります。

３ページに入ります。より年齢層の高い青少年を対象とした地域での社会参加を促進する活動への支援、それから「オ その他の若者参加型の事例」といたしまして、若者を対象とする薬物やSNSなどの啓発、これらに関する施策形成については当事者である若者に参加してもらっている。こういった取組を道では行っております。また、②世代間合意が不可欠である分野の施策につきましては、「ア 地球温暖化防止対策条例の見直し」、「イ 子育て・少子化対策の形成」、「ウ 子どもの未来づくり審議会への『子ども部会』の設置」などへの参加プロセスが確認できたところであります。

また、下段の二つ目の※印ですけれども、庁内では、今後、先ほど説明いたしました国のこども政策の動きも注視しながら、検討会議が設置されておまして、意見反映プロセスについても検討を進めていくこととしております。

これらを踏まえまして、対応方向といたしまして、二つ目の○に整理しておりますけれども、当事務局としては、基本計画に基づいて青少年の意見を施策に反映する機会が広がるよう努めていくとともに、来年の秋を目途とした、国のこども政策の動きや庁内会議の検討状況をこの審議会に報告させていただき、ご意見をいただきながら青少年の意見をどのように施策に反映していくかを検討していくものと考えております。

４ページ目に入ります。二つ目のご提案についてご説明いたします。ご提案のポイントといたしましては、①北海道には分散・広域性と地域格差があり、これに配慮した取組の具体化が課題である。関連して「基本計画」の指標も札幌圏、中核市、地方の違いに合わせることはできないだろうか、②学校教育との一体的な取組が必要であり、そのための企画調整が必要であることであります。これらに関する状況分析と対応方向を下段に整理しております。①本道の課題、分散・広域性への対応につきましては、基本計画でも課題とされておりまして、対応方向といたしまして、市町村との連携・情報共有や、庁内、国や民間団体との連携により、地域の実情に応じた施策展開に取り組む形としておまして、引き続きこの連携を充実させていくことが重要と考えております。それから指標につきましては、審議会の参考資料として、札幌圏、中核市、それ以外の地域に分けた数値を持っているか提供できるかを関係課に確認させていただきました。確認したところ提供できるとの回答は概ね無かったところであります。そういったことから、現時点では、関係課におきましても、事務局も含めまして、こうした区分で施策を検討する観点は持っていないと捉えることができると考えております。当課の事務局関連の指標につきましては、後ほど参考資料４によりまして、この次の議題でありますけれども、施策の推進状況の中で、札幌市とそれ以外の地域の年少人口割合をお示しして説明したいと考えております。

次に、②学校教育との一体性につきましては、基本計画に基づきまして庁内連絡会議

を設置し、道と道教委、道警察が連携・協力して総合的に施策を推進しているところであり、引き続き、情報共有や連携を充実させていくことが重要と考えております。青少年の基本計画につきましては、各関係審議会での議論を踏まえた施策で形成されておりますので、当審議会には関係部局からオブザーバー出席を受けるとともに、当審議会が出された論点を伝えまして、必要に応じてフィードバックを受けることで、教育庁をはじめ各関係部局との連携を図っていくものであります。

資料3の説明は以上でございますけれども、今回、浅川委員からご提案いただいた論点につきましては、国が現在進めているこども政策の検討も踏まえながら、引き続き関係課などと連携して検討し、適宜審議会にご報告しご意見をいただきながら検討を進めていきたいと考えております。

なお、参考資料3により、こども基本法につきまして、事務局から補足説明をさせていただきます。

○事務局（大谷課長補佐） 事務局の大谷でございます。それでは、参考資料3をご覧ください。こども基本法は、こども大綱の策定の根拠となる重要な法律ですので、概要を説明させていただきます。この法律は、こども政策を社会全体で総合的に実施していくための包括的な基本法として今年6月に公布されました。今後、国及び地方公共団体が、こども政策を推進していく上で重要なものとなっております。最初に法の目的ですが、全てのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、その権利の擁護が図られ、幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する、ということが目的になってございます。

次に、基本理念ですが、憲法や、児童の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、①から⑥のとおり規定されております。①としては、全てのこどもが個人として尊重されること、基本的人権が保障されること、差別的取り扱いを受けることがないようにすること、②は福祉に係る権利が等しく保障され、教育を受ける機会が等しく与えられること、③として、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会、社会的活動に参画する機会が確保されること、④として、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること、⑤として、父母その他の保護者に対し、十分な養育の支援を行うこと、家庭での養育が困難なこどもの養育環境を確保することが定められております。⑥では、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備が定められております。

次に、責務等でございますが、国と地方公共団体については、こども施策を策定し実施する責務を有することを規定しております。事業者については雇用環境の整備、国民には施策への協力が規定されております。

次に、白書・大綱ですが、これは政府が年次報告、いわゆる法定白書を国会に提出することや、こども大綱を策定することが規定されております。なお、白書・大綱ですが、少子化社会対策、子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策の既存の3法律と一体的に作成されることとなっております。

次に、基本的施策についてですが、一つ目、施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映、二つ目としまして、こども施策に係る支援の総合的・一体的提供の体制を整備すること、三つ目、関係者相互の有機的な連携を確保すること、四つ目としまして、こ

の法律と児童の権利に関する条約を周知すること、五つ目は、こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等が規定されております。

次に、こども政策推進会議でございますが、こども家庭庁に、内閣総理大臣を長とする閣僚会議、こども政策推進会議を設置することを規定しております。この会議は①大綱の案を作成したり、②こども施策の重要事項の審議、③関係行政機関相互の調整などを行うこととなっております。また、会議は大綱案の作成にあたり、こども・子育て当事者、民間団体等の意見反映のために必要な措置を講じていくとされております。最後に、附則でございますが、この法律は、来年4月1日の施行となっております。

次のページ、こども基本法の概要、地方公共団体関係部分をご覧ください。この資料は、地方公共団体の責務などを抜粋したものでございます。最初に第5条の地方公共団体の責務ということで、地方公共団体は、国及び他の地方公共団体と連携をしながら、施策を策定し、実施する責務を有すると規定されております。次に第10条、都道府県こども計画、市町村こども計画の策定です。都道府県は、国のこども大綱を勘案し、こども計画を作成することが努力義務として規定されております。次に11条、こども等の意見の反映ですが、地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させていくために必要な措置を講ずるものとしております。次に13条、14条の関係機関・団体等の有機的な連携の確保についてですが、地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めることが定められております。以上が、地方公共団体の責務等でございます。

続きまして、次のページ、国が策定するこども大綱の検討の進め方について、ご説明します。先ほど触れましたけれども、こども大綱は、法に基づきまして少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策に関する大綱を統合して、こども政策を総合的に推進するために策定されるものでございます。国においては、現在、大綱の検討が進められているところですが、現時点で想定されるスケジュールとしましては、内閣官房において来年3月までに有識者会議が開催されることとなっております。検討結果につきましては、こども家庭庁に送りされることとなっております。そして4月には、こども家庭庁が設置され、以降、こども政策推進会議、大綱の作成方針の決定ですとか、こども家庭審議会による意見案の作成などを行った後、夏頃までに、こども大綱の案の作成、パブコメ、こども若者からの意見聴取を行う予定となっております。そして秋頃には、こども大綱が閣議決定されることになっております。繰り返しになりますが、都道府県は、国のこども大綱を勘案し、都道府県計画を策定することになっておりますので、国の大綱策定後、道の青少年健全育成基本計画の見直しについて、この審議会でご審議いただくことになろうかと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上で説明を終わります。

○河合副会長 ご説明、ありがとうございました。そうでしたら、ただ今のご説明についてご意見ご質問はございますでしょうか。少し整理をしながら進めて参りたいと存じます。まず先に質問、次に意見ということで、それから質問は資料ごとに進めたいので、よろしくお願いたします。資料2について、ご質問はございますでしょうか。

○高橋委員 高橋です。質問、よろしいでしょうか。

○河合副会長 はい、高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 資料2についての質問です。質問に対する回答をいただいて、幾つかお聞きしたかったですけれども、まず一つ目ですけれども、私の質問に対する回答のところ、目標が定まらないまま卒業する生徒が毎年一定数いる状況というところですが、これは、そのキャリアプランニングスーパーバイザーを設置してもやはり発生しているということだろうかということが一つ、その状況を踏まえて、さらにその状況を打破するための施策を検討しているかどうかというのが、一つ目の質問になります。これはどんどん言っていく方がよろしいですか。

○事務局（向平係長） 一問一答の方がありがたいです。

○河合副会長 では、一問一答ということで、ここで止めます。

○事務局（向平係長） ご質問、ありがとうございます。キャリアプランニングスーパーバイザーを設置している状況で、進路希望が設定できない生徒がいるところでございます。また、その設置した状況で、さらにプラスしたものを検討しているのかということにつきましては、今手元に資料はございませんので、関係課に確認したいと思っております。以上でございます。

○高橋委員 ありがとうございます。

○河合副会長 では、続けてどうぞお願いいたします。

○高橋委員 二つ目は、資料2の3ページ目の不登校の児童生徒について、道教委としてこのように考えていて、学校でどうしていくというのはよく分かったのですが、学校外の機関との連携というのは、どういうふうに考えているのでしょうか。そのことについて記載はなかったので、お聞きしたいと思えました。

○河合副会長 はい、事務局、お願いいたします。

○事務局（向平係長） はい、ありがとうございます。不登校の児童生徒について、学校内の取組は理解できたけれども、学校外との連携について見えないということでございました。これにつきましても、今持ち合わせている資料はございませんので、関係課に確認しまして、ご回答したいと思います。

○河合副会長 それでは、次に、浅川委員にお願いしたいと思います。

○浅川委員 はい、ありがとうございます。私からは、資料2の4ページの児童虐待に関してです。1歳6ヶ月児健康診査、3歳児健康診査時で早期発見に努めているというのですが、最近の新聞記事では、全国の児童虐待相談対応件数は、31年連続最多ということで20万件超。道内でも、北海道新聞が取材したところによると、4,019件、前年に比べて325件増という数字が出ていて、これは1歳6ヶ月、3歳を超えたもっと高い年齢の方まで含めて児相に相談していると思うのですが、これが数値として把握されているものが、資料の中に、基本計画の中の指標の中にも存在してなくて、道の数字がどう動いているのかを知りたいので、資料の提供をお願いしたいということと、あわせて、この年齢層では捉えられない児童虐待の取組について、特に子供からの相談がすごく少なくて、家庭の中でネグレクトを含めて、いろいろなことが起きるのだけど、周りの大人が気付いて児相に相談するという例が多いというようなことから、新聞記事では上がっている。子供の意見をくみ取る仕組みというのが自治体は弱いのではないかというのが、毎日新聞の指摘になっていて、子供の意見表明を手助けする支援員の養成の仕組みが必要ではないかと言っているのは、そのとおりかなと思ひまして、道の取組がどのようになっているのかを教えてくださいたいと思います。二つの点でご質問いたします。

○河合副会長 資料提供は、今ということではございませんよね。

○浅川委員 はい。

○河合副会長 分かりました。では、2点お願いいたします。

○事務局（向平係長） はい、まず一つ目は、児童虐待の相談対応件数を何年かレンジでお示しすれば、よろしいでしょうか。

○浅川委員 はい、数字は、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト、身体的虐待と児相で区別されているようなので、その数字は出るのではないかなと思います。

○事務局（向平係長） はい、オープンにしているデータがございますので、その区分ごとですね。例えば、それは令和3年度分でよろしいでしょうか。

○浅川委員 31年連続最多となっているので、家庭の状況の悪化とともに、児童虐待は増えていると思うのですよね。道内もそれと同じなのかというのを知りたいので、年の推移が出るとよいと思いました。

○事務局（向平係長） かしこまりました。道内でも最多な状況になっているのかどうか分かるような程度の数値の推移ですね。

2点目ですけれども、児童虐待に関しまして、子供の意見を表明するそういうサポートするような取組ということでしょうか。そのような取組が道庁でなされているのか。

○浅川委員　そうです。その確認と同時に、全体の制度がどうなっているのかというのが、毎日新聞の記事だけでは分からないので、そういう仕組みもあればいいなという期待も込めて全体的な取組の状況を教えていただきたい。

○事務局（向平係長）　その子供の意見表明の取組とその周辺の児童虐待に対する道の全体的な取組ということで。

○浅川委員　はい、そうです。

○事務局（向平係長）　本日、オブザーバーでいらっしゃっていますが。

○オブザーバー（保健福祉部子ども子育て支援課）　児童虐待の関係は他のラインです
ので。

○事務局（向平係長）　分かりました。それでは、後ほど事務局で整理してご提供させていただきます。

○河合副会長　ご質問をいただいておりますけれども、できる限り簡潔にお願いいたします。簡潔な質問ばかりがあるとは限りませんが、次に移らせていただいでよろしいでしょうか。資料3について、ご質問ありますでしょうか。

※特に質問なし。

○河合副会長　そうしましたら、参考資料3に関して、質問はありますでしょうか。

※特に質問なし。

○河合副会長　よろしいでしょうか。意見については、最後に時間を設けますので、よろしいでしょうか。それでは、次の議事に移りたいと思います。（2）北海道青少年健全育成基本計画に基づく施策の推進状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（向平係長）　私の方から資料4と資料4-1、それと参考資料4、5について、ご説明させていただきます。まず、青少年の足下の状況について、参考資料4でございます。参考資料4でお配りしておりますのは、少子化の現状でございます。様々なデータがある中で、昨年、国勢調査の結果がまとまりましたものですから、本道の少子化の現在の状況をまとめました。

1ページ、2ページ目はご覧のとおりでございます。3ページ目、年少人口の割合、本道の年少人口の割合は全国のそれに比べても小さくなっております。4ページ目、札幌市とそれ以外のものを分けて作りました。年少人口の実数は、札幌市であっても札幌市以外であっても減っています。その比率を見ますと、札幌市よりも札幌市以外の年少人口が

より多く減っている状況でございます。

次のページが、合計特殊出生率の推移で、これも札幌市と中核市の数値をお示しいたしました。

○河合副会長 あ、事務局のご説明中に大変恐縮なのですけれども、恐らく委員皆様も目を通してきておりますので、その上でご説明いただけるとありがたいと思います。

○事務局（向平係長） かしこまりました。ご指摘、ありがとうございます。合計特殊出生率の次は、世帯構成の推移でございます。世帯構成の推移についても札幌市と札幌市以外で分けてございます。

次に、参考資料5です。「インターネット等の利用状況」ということで、毎年、内閣府で調査しているものがありますので、1ページ目で、青少年のインターネット利用は年々増えているということ、利用時間については昨年度増えたということ、保護者の取組は3ページでございますが、保護者が何らかの形で管理しているという方は8割以上いらっしゃるということ、その中でフィルタリングを使っていると回答した方は44.5%でございます。後ほどSNS被害について詳細を説明させていただきますが、それに関連する数字でございます。参考資料については、以上でございます。

次に資料4です。おめくりいただきまして、まず、体系図は基本計画に則っているものです。基本計画の中では、四つの基本方針を設けておりまして、それぞれごとに説明させていただきます。まず、1番目「青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくり」で「安心して子供を育てる環境づくり」でございます。主な事業としてはご覧のとおりでございます。主な指標の達成状況は、地域子育て支援拠点の設置箇所数、あるいは巡回パトロールを行っている小中学校の割合でございます。ページをおめくりいただきまして「豊かな心と健やかな体の育成」で、こういった事業を通じまして人口減少の中でも青少年の健全育成に図っているところでございます。指標につきまして4ページ目でございます。5ページ目で「困難を有する子どもを支援する環境づくり」で、主な事業といたしましては、記載のとおりでして、指標については6ページでございます。6ページの指標の中で、現状値がR2となっているものは現段階で数値が公表されていない、あるいは未集計で過去の年度の数値を記載してございます。7ページでございます。前回審議会におきまして、子ども・若者支援地域協議会について分かりやすく示すということでございましたので、記載させていただきました。

子ども・若者支援地域協議会というのは、子ども・若者育成支援推進法に基づき設置しているものでございまして、構成機関としては、道や国の機関で、様々な困難を抱えまです子ども・若者への支援を行っている行政機関等が集まって情報交換等を行っています。昨年は、コロナ下で書面開催となったのですが、そういった中でも、例えば、高校生就業体験活動推進事業であったりサポステ・プラス事業の内容について情報を共有したり、あるいは意見交換を行っているところでございます。研修会なども実施しております。また、以前から実施している取組としましては、「子どもと若者のための相談窓口」を困りごと毎に区分いたしまして、ホームページで提供しているところでございます。

ローマ数字のⅡ番目「青少年の自立を促す環境づくり」でございます。8ページ目が

「社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成」で、主な事業は記載のとおり、指標には、先ほどご質問のあった「卒業時に進路希望を設定できない生徒数」もありますが、これも未集計でございますので、前回の数値と変わらないまま掲載しております。10ページ目「困難を有する若者を支援する環境づくり」でございますが、就職支援なども含めまして記載のとおりでございます。次に「社会環境の浄化促進」で、主な事業についてはご覧のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、補足資料に基づきまして、丸山の方からご説明させていただきます。

○事務局（丸山主幹） それでは、資料4の11ページから13ページ、こちらに関連しまして、北海道の少年非行の状況と、条例を基づく取組状況について、補足資料1から4によりましてご説明いたします。

まず、補足資料の1をご覧ください。ここに添付して参考資料の用語解説につきましては、これからご説明する中でも使われる用語になりますので、あわせてご覧いただければと思います。この資料につきましては、北海道警察が作成している公表資料に、過去5年分の数字を加えたものになります。まず、「1 非行少年の状況」のところではありますが、「刑法犯」「特別法犯」「ぐ犯少年」を合わせて「非行少年」と呼んでおりますけれども、道内の非行少年については、一昨年までは年々減少しておりましたが、昨年につきましては、平成23年以来10年ぶりに増加に転じております。前年に比べまして、「刑法犯」のうちの「触法少年」、「特別法犯」のうちの「犯罪少年」が増加しております。また、飲酒や喫煙等で補導された少年「不良行為少年」と呼んでおりますけれども、昨年は1万人を下回りまして、概ね年々減少傾向にあります。

次に上から2段目の表「刑法犯罪種別」ですけれども、「刑法犯」のうち半数以上を占めているのが「窃盗犯」であり、その大部分が「万引き」となります。ただこの「窃盗犯」「万引き」につきましては概ね年々減少傾向にありまして、他の罪種についてはその年々で増減がありますけれども、昨年については暴行・傷害といった「粗暴犯」ですとか、わいせつ事犯などの「風俗犯」、これらが一昨年より増加している罪種となっております。

次に上から3段目の表「刑法犯学職別」をご覧ください。

令和3年度は「高校生」「中学生」「小学生」の順で全体に占める割合が高くなっておりますが、「中学生」と「小学生」につきましては、ほぼ同じ割合となっております。5年前に比べますと減少率が最も高いのは「無職少年」で約6割減、反対に減少率が最も低いのは「小学生」で約2割減に止まっております。

次に「不良行為種別」の表についてですけれども、不良行為少年の種別のうちで、多いのは「深夜はいかい」と「喫煙」でございますが、この二つの行為で全体の約7割を占めております。

続きまして、「2 薬物乱用少年の状況」についてご説明します。昨年、大麻や覚醒剤で検挙された「薬物乱用少年」は26人で、前年からは10人減少しましたがけれども、ここ数年、高い数値で推移しております。中でも、大麻で検挙される少年が多く、昨年は全体の約8割が大麻でして、全国的にも少年を含めた若年層の検挙者が増加傾向にあります。また、学職別では、有職・無職少年によるものが約8割を占めております。大麻に関する検挙者が増加した一因として、警察では、インターネット上などで大麻の危険性・有害性

に関する誤った情報が氾濫している、としていまして、大麻は体への悪影響が無いですが、依存性が無いといった誤った認識のもと、少年が安易に大麻に手を出している状況というのがうかがえるところであります。

最後に、「3 福祉犯の被害状況」についてですが、昨年の被害者総数につきましては、前年より若干減少しておりますが、過去5年を見ますと、概ね同じ水準を維持しており、再び増加に転じるおそれもあります。これら被害の8割以上が中高生となりまして、SNSの利用に起因する被害も全体の半数以上を占めており、依然として高い水準で推移している現状にあります。青少年のインターネット利用の現状に関しまして、先ほど参考資料5として向平の方から説明もございましたが、青少年のインターネット利用が年々増加し、スマホを利用していると答えた高校生はほぼ100%に近い状態で、利用時間も増えている現状にあります。その一方で、青少年が使うスマートフォンにフィルタリングをかけている、と回答した保護者につきましては、半数を切っている状況にあります。これらの状況を踏まえ、ネット利用に起因する少年の犯罪被害を防ぐ上では、引き続き、フィルタリングの普及促進ですとか、家庭におけるルールづくり、こういった対策を進めていくことが重要と考えます。

続きまして、補足資料の2をご覧ください。こちらにつきましては、北海道の少年非行の状況と、全国の状況を比較したものになります。

まず、「1 非行少年の状況」ですけれども、これは北海道と全国の非行少年の状況が毎年どのように変化してきたのかを表したものとなります。昨年こそ北海道は非行少年が増加しましたが、この10年で比較しますと、北海道、全国ともに非行少年が大幅に減少していることがお分かりいただけるかと思えます。10年前の平成24年の非行少年を100とした場合、令和3年は北海道で40.6、全国で30.4まで減少している状況にあります。また、北海道の刑法犯の検挙・補導少年のピークは昭和39年、1万6,085人でしたが、令和3年は823人まで減少しておりますので、ピーク時のおよそ5%まで減ったという形になります。全国につきましては、昭和58年、これは26万1600人少しておりましたので、これが昨年については2万399人まで減少し、ピーク時のおよそ8%まで下がっております。

次に「2 刑法犯検挙・補導少年の人口比」についてですが、これは刑法犯の犯罪少年、触法少年の検挙・補導人員、これについて少年人口1,000人当たりで、毎年の変化を表したものになります。ここ10年、一昨年までは、北海道、全国とも少年人口が年々減少する中、同様に少年犯罪も減少してまいりましたが、昨年については、北海道、全国ともに刑法犯の触法少年が増加したため、触法少年の人口比が増加しております。

最後に「3 刑法犯犯罪少年と成人との対比」の表ですけれども、この成人をも含めた刑法犯の検挙人員に占める犯罪少年の割合を示したものであります。10年前、平成24年につきましては、検挙人員に占める少年の割合が北海道17.2%、全国で22.8%、概ね2割前後を占めておりましたけれども、昨年については北海道が6.9%、全国が8.5%まで割合が大きく減少しております。

以上、道内の非行少年の状況についてご説明いたしましたが、現状をまとめますと、昨年は10年ぶりに非行少年が増加、薬物乱用少年、特に大麻が増加傾向にある。また、SNS利用に起因する犯罪被害も高い水準で推移しているということになり、決して楽観

できる状況にはないと考えております。引き続き、関係機関・団体と連携した青少年健全に向けた取組を推進し、非行、犯罪被害の減少に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、条例に基づく取組状況ということで、補足資料3をご覧ください。道では、青少年健全育成条例に基づきまして、青少年を取り巻く有害環境の浄化に向けた取組を行っており、本資料につきましては、昨年度のその運用状況について、まとめたものになります。

まず、「1 有害興行の指定」についてですが、昨年度につきましては、32本の映画を指定しております。なお、その詳細につきましては、補足資料4で一覧としておりますので、ご確認いただければと思います。

「2 有害図書類の指定」ですけれども、こちらにつきましては、昨年度指定した図書類はございませんでした。今後、必要に応じて個別指定を行っていくこととしたいと思っております。

続きまして「3 図書類自動販売機等の設置届出」についてですけれども、昨年度末で把握している台数につきましては、全道で4台となっております。これらの自動販売機は全道各地域に設置されたこともありましたが、時代の流れもありまして、現在、実際に稼働しているものはございません。

最後に、立入調査の実施状況についてであります。道においては、私ども本庁及び14の振興局、そのほか、北海道警察や市役所の青少年健全育成担当業務を担当されている方を立入調査員として指定しまして、条例で定める事業者の責務ですとか、禁止事項等の遵守について、随時、本屋さんですとか携帯の販売店、カラオケボックス等に調査を行っておりまして、昨年度、全道の立入調査の実施件数につきましては、合計1,078件でございました。調査の詳細については、資料に記載のとおりでございます。なお、夜間立入というものにつきまして、5時半以降の時間に立入調査したものを指しております。私の説明は、以上でございます。引き続き、向平の方から推進状況についてご説明をさせていただきます。

○事務局（向平係長） 資料4の12ページでございます。「社会環境の浄化の促進」の中で、前回スクールサポーターのご質問の関連で、非行少年の背景にアクセスするような取組があるのではないかという御意見がございましたので、「学校の現場を支える多様な人材について」として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがスクールサポーターとともに整理しました。13ページはご覧のとおりでございます。14ページと15ページは、指標を一覧にしたものでございます。施策の推進状況についてのご説明は、以上でございます。よろしく申し上げます。

○河合副会長 ありがとうございます。質問を先に受け付けたいと思いますが、何かご質問ありますか。はい、浅川委員、お願いいたします。

○浅川委員 ありがとうございます。参考資料5「インターネット等の利用状況」の3ページの質問したいのですけれども、これには準備はあるのでしょうか。

○事務局（向平係長） はい。

○浅川委員 3ページの年度差を見たとき、令和3年度で大きく違うのが、親が見ている「目の前で使わせている」が激減した理由、それと、一番右側で「課金管理等その他の目的で管理を行っている」が激増した理由。どのような変化があったからかということを知りたい。

○河合副会長 はい、事務局、お願いいたします。

○事務局（向平係長） ご質問、ありがとうございます。国の調査でございますので、確認してご回答したいと思います。

○河合副会長 それでは、高橋委員。

○高橋委員 質問です。資料4の11ページで、先ほどお話に出ていたスクールサポーターですけれども、スクールソーシャルワーカーとの比較で、スクールサポーターの配置人数が8名で予算が大体2,200万円と記載があるのですけれども、その人数に対して多い印象を受けました。それに対しまして、スクールソーシャルワーカーは、単純に比べることはできないかもしれないのですけれども、そのスクールソーシャルワーカーの予算はいくらなのかをお尋ねしたかったところです。もし可能であれば、スクールサポーターの予算の概要と比較して、もし多いのだとしたら、なぜ多いのかということを知りたいです。

○河合副会長 事務局、お願いいたします。

○事務局（向平係長） スクールソーシャルワーカーに関する予算については、手元資料はございませんので、まず、そこを確認いたしたいと思います。

○河合副会長 回答は、以上で終わりですか。

○事務局（向平係長） 以上でございます。

○河合副会長 高橋委員の方は、それでよろしいですか。

○高橋委員 はい、質問に対する回答をいただいた上で、また、もし聞きたいことがあれば、お尋ねしたいと思います。

○河合副会長 はい、ありがとうございます。そうしましたら、他にご質問はございませんでしょうか。

※他に質問なし。

○河合副会長 そうしましたら、議事すべてを通してご意見がございましたら、お願いしたいと思います。浅川委員。

○浅川委員 ありがとうございます。一つは、資料4の「第2次北海道青年健全育成基本計画に基づく施策の推進状況」の8ページ、「青少年の自立を促す環境づくり」のところで、不安定就労の青少年向けの取組の記載が無いことが気にかかっているので、強化していただければ、と考えます。それは、10ページの「困難を有する若者を支援する環境づくり」も同じなのですけれども、働いている方でも困難を有している方もいるわけで、働けば良いというわけではないと思います。特に、雇用の劣化という観点が必要で、不安定就労の若者自身が困っている状況にあるのではないかと思います。ですから、この令和3年度の主な取組の記載では、マッチングして就職させれば、問題が解決したという前提に立っているのですけれども、雇用自身の不安定さが若者の困難に直結しているという状況があるわけなのですけれども、その点に繋がっていない。これは、学校という仕組みと重なっていて、学校から社会に健全で送り出せば一応終わりという形に施策が止まっていて、それ以上のものになっていないのではないかと思います。そこを強化していただきたいということが、私の意見です。

二つ目の意見は、私が前回審議会でご提案したことについて、受け止めてくださって、資料3で説明していただき、まずは、ありがとうございます。その上でお願いしたいことが、更にあります。それは、若者が意見を言う、青少年が意見を交わす場について、国も含めて、すごく意見を言う、活発な子の意見を聞く仕組みになっていると思います。どちらかというとエリートというか、代表が取れるような子供。しかし、こども基本法の枠組みの中で重要なのは、子供が誰であれ、意見を表明し社会参加できる仕組みの形成だと思います。要するに、ボトムアップというような意味合いかと思います。さきほど児童虐待の質問をいたしました。児童虐待、自分が受けている悲惨な状況そのものを子供たちが、一人一人が声に出せるような仕組みの充実こそが求められているのではないかと思います。誰もが意見表明できて、誰もが参加できる仕組みを作ることが重要で、参加に取り組んでいるとご回答があったわけなのですけれども、それを強めると同時にその裾野を広げて子供全体が、子供一人一人が参加でき、意見表明ができる仕組みへと展開していただきたいという意見です。

さらに、続けますと、今の内容と重なるのですが、非行を取り締まるというような枠組みといいますか、昔はそれで良かったのだと思うのですけれども、SNSも含めて社会状況が大きく変わり、子供の困りの形態と場所が変化していると思う。インターネットの中に移行している。その場合、通用する枠組みというのは、大人が守るということではなくて、子供が自己指導能力を付けるというタイプのものだと思う。子供自身が自分でも考えるし、子供たちの中で考えていく。その中でSNSについても自分たちで決まりを持つという状況を作っていくというのが、こども基本法の趣旨にそぐうのではないかと思います。ですから、少子化の中で非行が減っている。たしかに暴れるのではなくてインターネットの中でいろいろな行動をするようになってきていると思うのですが、だからこそ、自己指導能力を高めるような仕組みを作っていく必要がある。そこを強めていただきたいと

いう要望です。

最後が、自画自賛的な話なのですが、北海道の地域差のことで取り組んでいただき、参考資料4を作成してくれてありがとうございました。合計特殊出生率の推移だったり、年少人口の推移だとか図表が出たのはすごく良かったと思います。さらに強めていただきたいと思っているということについてお伝えしようと思いますが、これは例えば、参考資料4の5ページを見ますと、合計特殊出生率の推移、これは何といても札幌が問題だという話だと思う。1そこそこしかなくて、ほかの道内は少子化という点で歯止めになっているにもかかわらず、若者が集まってくる札幌が、子供を産み育てにくい状況にあるということだと思う。これは、同じように世帯人員の差を見ても分かるのですけれども、家族類型別に見たときの8ページと9ページを比べてみたら分かるのですが、札幌では明らかに単独世帯が非常に多いということになっている。これも道内の地域差という観点から、少子化を防ぐという点で、どうやって地方と札幌の間に若者の人口環流を作っていくかという、そういうことを考えるためには、やはり北海道を一つとして捉えるのではなくて、道内にある地域差、それを縮小させる方向で考えるために基本的なデータは必要で、現在、端緒的に取り組んでいただいている、この地域差のデータを作っていくという取組をより強めていただければありがたいと思いますという意見です。以上です。

○河合副会長 浅川委員から4点ございましたけれども。

○事務局（向平係長） 用語で分からないものがあります。SNSについてのお話の中で、自分を指導する能力ですか。

○浅川委員 はい、文部科学省の取組の中で言われているのは、「自己指導能力を高める」という使い方で、生徒指導提要という、学習指導要領と並ぶようなものが生徒指導でも使われているのですけれども、そのような言葉遣いがなされています。

○事務局（向平係長） 自己指導能力。

○浅川委員 はい、自己指導能力。自律（自立）力みたいなものだと思うのですが、そんな名前では呼ばれています。

○河合副会長 それでは、事務局の方、どうぞよろしくお願いいたします。他にご意見ございませんでしょうか。では、渡辺委員を先によろしいですか。

○渡辺委員 はい、渡辺です。一点だけ、少子化ですね、いろいろよろしくないデータが数字としては上げられています。単純に10年に比べると、少なくなっているというのは当たり前だと思うのですが、例えば、全人口に占める子供の割合が少なくなっているの、いろんなパーセンテージが低くなっているのは、改善といえるのかなと思います。数字のレトリックに引っ掛かる場合が結構ありますので、そこを十分注意したデータの提供というのを、これからも留意していただけると良いかなと思いました。これは要望です。

○河合副会長 はい、ご要望が一点ありましたので、よろしく願いいたします。それでは、高橋委員が手を挙げていたと思います。よろしく願いいたします。

○高橋委員 はい、ありがとうございます。資料4の施策の推進状況の7ページ、「北海道子ども・若者支援地域協議会の取組について」ですが、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者を対象に複数分野で支援を行えるよう、国・道・民間等の組織の垣根を越えて連携強化を図る」と書いてあるのですが、その割には行政がほとんどで民間が少ない。若者サポートステーションもどこか団体に委託をしてそこが民間だという位置付けだと思うのですが、もし連携してやっていくのだったら、もう少し民間のNPOであったりとか、地域の団体、そういう団体が無ければ、ある程度、北海道で活動しているNPOを入れるとか、そういったこともあって良いのではないかと思いました。その方が、より各立場からの意見、あるいは情報を吸い上げることができるのではないかなと思いますので、意見として出させていただきました。以上です。

○河合副会長 はい、ありがとうございました。事務局の方で預かっていただけると思っています。他にご意見ございませんでしょうか。私から何点か申させていただきますともよろしいでしょうか。簡潔にと思えます。

指標のことを、いつも気にかかる部分でございます。今後のことを考えましたときに、指標の有効性、有益性と申しましょうか、要するに、どう役に立っているのか、どうその指標についてチェックなさるのかなということ。チェックなさった上で、次の指標、あるいは今の指標がそのまま、というふうになろうかと思えますので、その点、よろしく願いしたい、です。

それから、同じく指標についてですけれども、どうしても目標値のところ、理想値になっていやすいかなと気にかかっております。目標値はあくまで実現可能なものを設定するのがよろしいのではないかなというふうに思うところでございます。

また、ある年度の指標の数値が出てまいります。今回も出てきておりますけれども、前年度に何を行ってこの数値になったのかとか、この数値を使って次にどうしていくのかみたいなのが、より分かると良いかなと思うところでございます。こういうふうにまとめるだけでも、とても大変な作業なのだと思いますし、多分作業なさっている方が一番、私の申したことを思いながら、まとめてくださっているというふうに思っているところでございます。当該年度の数値が今出ていますので、それをどう分析し、どうアクションにつなげていくのが、より見えてくれればよいかなと思いました。

スクールサポーターについては、高橋委員からご意見ご質問があったところですが、実際に学校からの要請が何件あったのかが分かると、そこに予算の部分が絡むのか絡まないのか、その辺が見えてくるというふうに思いました。

それから、不登校についてですけれども、小学生の6年間、それから中学生、高校生と括られて出てきているわけですが、小学生の部分を前半の3学年分、後半の3学年分というふうに分けて出していただけますと、3年後を見たときにその集団がどうなっていたのかがある程度見えてくるかなというふうに思います。違う言い方をしますと、

ある時の中学3年生の集団が3年後は高校3年生の集団になるわけですので、そこらへんのことが見えると、より分析しやすくなるのかなというふうに思いました。以上でございます。

○河合副会長 続きます、「その他」ですが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

※特に意見等なし。

○河合副会長 無いようでございます。事務局から何かございますか。

○事務局（大谷課長補佐） はい、事務局からご連絡申し上げます。次回の審議会につきましては、来年度を予定しております。改めて日程の方を調整させていただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○河合副会長 はい、そうしましたら、本日予定の議事はすべて終了いたしました。随分時間が超過しておりますが、委員の先生たちをどうもありがとうございました。それでは、これで進行を事務局へお返しいたします。

4 閉 会

○事務局（本田課長） はい、事務局の本田です。河合副会長、委員の皆様、長時間にわたるご審議ありがとうございました。本日いただきました貴重なご意見につきましては、関係課と共有しながら、以降の施策に反映させていただきたいと考えております。引き続き、よろしく願いいたします。

○事務局（大谷課長補佐） 以上をもちまして、令和4年度第1回北海道青少年健全育成審議会を終了いたします。本日はご出席いただき、誠にありがとうございました。大変お疲れ様でございました。

以 上